

八王子市町会等加入促進活動事業補助金交付基準

(目的)

第1条 本基準は、八王子市町会等加入促進活動事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）における補助対象経費、補助条件及び申請事前手続を規定する。

(加入促進イベント事業における補助対象経費)

第2条 加入促進イベント事業（要綱第3条第1号）とは、住民相互の親睦かつ未加入者の加入促進を目的とする行事・イベントで、社会通念上誰でも参加しやすいものとする。年齢等の一定条件下で開催される行事や、未加入者の参加が期待できない行事は対象外とする。

2 要綱第4条第1号及び別表1に掲げる補助対象経費のうち、以下の経費は対象外とする。

対象経費費目	対象経費のうち、対象外とする経費
物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一点で5万円（税込）を超える物品の購入経費 ・ 事業終了後の備蓄や補填に充てる消耗品の購入経費 ・ 加入者に対して配布する物品の購入経費 ・ 金券類及び特定の人物への贈答品の購入経費 ・ 未加入者に対する参加賞について <ul style="list-style-type: none"> (1) 一人あたり500円（税込）以上の物品の購入経費 (2) 未加入者数相当分を超える数の物品の購入経費 ・ お茶、弁当、炊き出し用食材など飲食に係る経費 ・ 物品購入代金支払時の銀行の振込手数料 ・ クレジットカード、ポイントカード、インターネット決済におけるポイント付与分 ・ 備品については、第3項に規定
印刷経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書添付用の写真印刷代等
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント運営に係る業者委託料以外の費用
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント運営のための物品や場所の使用料以外の費用 ・ 光熱水費 ・ その他、イベント以外の部分の経費が含まれる運営経費

3 事業終了後も町会等が使用できる物品（以下、「備品」という。）の購入経費については、以下のすべての条件を満たす場合のみ、対象とする。

- (1) 事業内で当該備品を未加入者向けイベントやブース等、専ら加入促進活動に使用するものであること
- (2) 当該備品を町会等が保有しておらず、代替品もなく、事業実施に当たり当該備品の購入が必要不可欠であること
- (3) 当該備品に「(町会等)に加入しましょう」という文言を明記すること

(4) 事業後も町会会館等で適切に管理し、個人または町会等以外の団体の利用に供さないこと

4 事業経費が委託料または使用料のみの申請は対象外とする。

5 その他、謝礼・人件費、イベント事前の打合せ経費等、要綱及び本基準で規定していない経費はすべて対象外とする。

(加入促進用物品購入事業における補助対象経費)

第3条 加入促進用物品(要綱第3条第2号)とは、以下のとおりである。

- (1) 加入促進を目的として、未加入者に配布する物品・チラシ・リーフレット等
- (2) 不特定多数が通行する場所に掲示することによって、加入促進を啓発するのぼり旗・懸垂幕等

2 要綱第4条第2号及び別表2に掲げる補助対象経費のうち、以下の経費は対象外とする。

対象経費費目	対象経費のうち、対象外とする経費
物品購入費	・ 一点で5万円(税込)を超える物品の購入経費 ・ 事業終了後の備蓄や補填に充てる消耗品の購入経費 ・ 加入者に対して配布する物品の購入経費 ・ 加入促進用物品を町会等で作成する場合の作成用機器(PC・プリンター等) ・ 金券類及び特定の人物への贈答品の購入経費 ・ お茶や弁当など、飲食に係る費用 ・ 物品購入代金支払時の銀行の振込手数料 ・ クレジットカード、ポイントカード、インターネット決済におけるポイント付与分
印刷経費	未加入者に配布する印刷物(チラシ等)以外の印刷経費
委託料	未加入者に配布する物品に関する委託以外の委託経費

3 事業経費が委託料のみの申請は対象外とする。

4 未加入者数に対して物品購入数が多く、事業年度内で使用できないと判断される数量の購入経費は対象外とする。ただし、未加入者数の小売りが無い場合等で当該数量を購入することが社会通念上合理的である場合や、事業期間内に複数回配布を実施する等の正当な理由がある場合を除く。

(ホームページ作成事業における補助対象経費)

第4条 ホームページ作成事業(要綱第3条第3号)とは、ホームページを作成していない町会等が、加入促進を目的として、町会等の活動を紹介するホームページを新規で作成する事業である。

2 要綱第4条第3号及び別表3に掲げる補助対象経費のうち、以下の経費は対象外とする。

対象経費費目	対象経費のうち、対象外とする経費
ホームページ作成委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ホームページの更新に係る費用 ・ 既存ホームページのセキュリティ対策に係る費用 ・ 既存ホームページのリニューアルに係る費用

(補助条件)

第5条 要綱第5条に掲げる補助条件は、以下のとおりとする。

区分		補助条件
(1)~(3)	共通	本事業終了後も町会等で使用できる物品に関しては、町会等で適切に管理し、個人の管理・所有としないこと
(1)	加入促進イベント事業	<p>(ア) イベントは、加入促進を目的とし、社会通念上誰でも参加しやすい内容であること。防災訓練等、未加入者の参加が期待できないイベントは対象外となる。</p> <p>(イ) 事業実施にあたっては以下を実施すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① イベント実施案内のチラシやポスター等を作成・配布し、周知すること ② イベントのチラシ等を未加入世帯に直接配布すること ③ 加入促進ブースの設置や未加入者受付での参加賞配布など、イベント当日に未加入者向けの積極的な取組を取り入れること <p>(ウ) イベント実施場所や内容によっては、管理責任者の許可や法令等に基づく届出が必要となる場合があるため、法令その他に抵触しないよう、許可申請や届出等を必ず行うこと</p>
(2)	加入促進用物品購入事業	<p>(ア) 加入促進用物品には、「(町会等)に加入しましょう」という文言を明記すること</p> <p>(イ) のぼり旗や懸垂幕等の掲示による周知については、設置場所の土地等所有者の許可をとること</p>
(3)	ホームページ作成事業	町会等活動の紹介や未加入者の加入受付方法など、未加入者向けのページを必ず作成し、加入者向けの情報掲載のみにならないよう留意すること

(申請事前手続)

第6条 申請者は、本申請前に事前相談を実施しなければならない。事前相談の期日は、当該年度終了日の2か月前までとする。

附 則

この基準は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。